

平成30年度税制改正に伴う 国民健康保険制度の見直し

令和2年2月 厚生労働省保険局資料(抜粋)

平成30年度税制改正の概要等

- 平成30年税制改正において、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、以下の改正が行われた（改正地方税法は、令和3年1月1日施行）。
- 上記の税制改正に伴い、国民健康保険料（税）や保険給付の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、国民健康保険施行令等の規定の見直しを行う。

1. 改正の概要

(1) 給与所得控除

- イ 控除額を一律10万円引き下げる。
- ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる。

(2) 公的年金等控除

- イ 控除額を一律10万円引き下げる。
- ロ 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限を設ける。
- ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を上記イ及びロの見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げる。

(3) 基礎控除

- イ 控除額を一律10万円引き上げる。
- ロ 合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。

2. 所得情報を活用している社会保障制度等における対応

※平成30年度与党税制改正大綱

「今回の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行うことにより、税負担は増加しないが、総所得金額等や合計所得金額が増加するが生じうる。この変化に伴い、所得税又は個人住民税の総所得金額等や合計所得金額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、当該制度等の所管府省において、適切な措置を講じなければならない。」

国保制度における所得等の活用状況

○ 国保制度においては、自己負担割合や自己負担限度額の決定、保険料（所得割）の算定等において、様々な所得を活用している。

	使用している制度	算出イメージ
収入金額	○自己負担割合（70歳以上）：現役並み所得者の判定	給与収入、年金収入
各種所得 (各種収入－諸控除)	○高療の負担限度額（70歳以上）：低Ⅱ・低Ⅰの判定 ○入院時食事療養費（70歳以上）：低Ⅱ・低Ⅰの判定 ○入院時生活療養費（70歳以上）：低Ⅱ・低Ⅰの判定	各種所得 給与所得控除、 公的年金等控除
総所得金額等	○均等割軽減：減額割合の判定	総所得金額等 － 損益通算、純損失の 繰越控除等
旧ただし書所得	○所得割の賦課ベース ○自己負担限度額（69歳以下）：上限額区分の判定	旧ただし書所得 基礎控除 (33万)
課税所得	○自己負担割合（70歳以上）：現役並みの判定 ○自己負担限度額（70歳以上）：現役並み・一般の判定	課税所得 所得控除 (基礎控除、人的控除等)
課税・非課税	○自己負担限度額（70歳以上）：一般・低Ⅱの判定 ○自己負担限度額（69歳以下）：市民税非課税区分の判定 ○入院時食事療養費：市民税非課税区分の判定 ○入院時生活療養費：市民税非課税区分の判定	※ 合計所得金額（総所得金額等から繰越控除の影響を除いたもの）が一定額を下回る場合は住民税は課税されない（非課税）。 具体的には、35万円×世帯人数+21万円（東京都の場合）を下回る場合は非課税となる。

【～70歳の自己負担・高療の負担限度額】

【70歳～74歳の自己負担・高療の負担限度額】

【均等割軽減】

区分	負担割合	月単位の上限額（円）
旧ただし書所得901万円超	3割	252,600+ (医療費-842,000)×1% <多数回該当：140,100>
旧ただし書所得600～901万円		167,400+ (医療費-558,000)×1% <多数回該当：93,000>
旧ただし書所得210～600万円		80,100+ (医療費-267,000)×1% <多数回該当：44,400>
旧ただし書所得210万円以下		57,600 <多数回該当：44,400>
住民税非課税		35,400 <多数回該当：24,600>

区分	負担割合	月単位の上限額（円） (外來)
現役並み所得者※1)※2) (課税所得690万円以上)	3割	252,600+ (医療費-842,000)×1% <多数回該当：140,100>
現役並み所得者※1)※2) (課税所得380万円以上)		167,400+ (医療費-558,000)×1% <多数回該当：93,000>
現役並み所得者※1)※2) (課税所得145万円以上)		80,100+ (医療費-267,000)×1% <多数回該当：44,400>
一般 (課税所得145万円未満)	2割	18,000 年間上限 14.4万円
住民税非課税（低所得Ⅱ）		24,600
住民税非課税（低所得Ⅰ） (各種所得が0円※3)		15,000

区分	減額割合
総所得金額等（一部補正） 33万円以下	7割
総所得金額等（一部補正） 33万円+【被保険者数】×28万円以下	5割
総所得金額等（一部補正） 33万円+【被保険者数】×51万円以下	2割

【入院時食事（生活）療養費】

区分	生活療養費	
	食事療養費	食費・居住費
住民税課税	460円	460円
住民税非課税（低所得Ⅱ）	210円	210円
住民税非課税（低所得Ⅰ） (70歳以上で各種所得が0円※3)	100円	130円

※1 収入金額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合は「一般」
 ※2 旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合は「一般」
 ※3 年金収入が80万円以下である必要がある

平成30年度税制改正による国保被保険者の所得等への影響(概観)

- 平成30年度税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除（以下「給与所得控除等」という。）が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられる。
 ※ 高額所得者については、給与所得控除等の引下げ影響が更に大きくなる（課税所得が大きくなる）仕組みが設けられる。
- 国保制度においては、地方税法の規定を引用している部分があるため、特段の措置を講じない場合、国保被保険者の属性により、保険料の軽減判定に用いる「総所得金額等」や、所得割の算定に用いる「旧ただし書所得」等が影響を受けることとなる。

<税制改正による所得等への影響(概観)>

	給与・年金所得世帯	フリーランス（農業・自営業等）
収入金額	変化なし	変化なし
総所得金額等	増加 （：給与所得控除等↓）	変化なし
旧ただし書所得	変化なし（※） （：給与所得控除等↓、基礎控除増額↑）	減少 （：基礎控除増額↑）
課税所得	変化なし（※） （：給与所得控除等↓、基礎控除増額↑）	減少 （：基礎控除増額↑）

※高額所得者は給与所得控除等減額>基礎控除増額となるため「増加」する。

【給与・年金所得世帯の場合】

収入金額	給与収入、年金収入		
総所得金額等		給与所得控除、公的年金等控除	⇒増加
旧ただし書所得		基礎控除 (33万円)	⇒変化なし
課税所得		所得控除 (基礎控除、配偶者控除、扶養控除等)	⇒変化なし

【フリーランス（農業・自営業等）の場合】

収入金額	事業収入		
総所得金額等		必要経費等	⇒変化なし
旧ただし書所得		基礎控除 (33万円)	⇒減少
課税所得		所得控除 (基礎控除、配偶者控除、扶養控除等)	⇒減少

平成30年度税制改正に伴う国民健康保険制度の見直し①

保険料軽減判定基準額に係る見直し

- 国民健康保険においては、低所得世帯に対する国民健康保険の保険料の負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額等が一定額以下の場合に、保険料のうち応益割(均等割額及び世帯別平等割額)に係る部分について、その額の7割、5割又は2割を軽減する措置を講じている。
- 一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、平成30年度税制改正後、本人の担税力に変化がない場合でも、保険料(保険税を含む。以下同じ。)軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準において、軽減判定所得の算定時における基礎控除額相当分の基準額を43万円(現行:33万円)に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとする。(国保令第29条の7第5項関係)

【現行】	【改正後】
7割軽減基準額: 基礎控除額(33万円)	7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等の数(※1) - 1)
5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 28.5万円×(被保険者数(※2))	5割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 28.5万円×(被保険者数(※2)) + 10万円×(給与所得者等の数(※1) - 1)
2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 52万円×(被保険者数(※2))	2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 52万円×(被保険者数(※2)) + 10万円×(給与所得者等の数(※1) - 1)

※1 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))を受ける者

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(注) 上記の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険料(税)について適用。

- 特例対象被保険者(非自発的失業者)の属する世帯に係る高額療養費・高額介護合算療養費算定基準における2割軽減基準についても、同様の見直しを行う。(国保令第29条の3第10項、第29条の4の3第6項関係)

【現行】 低所得世帯の取扱い	【改正後】 低所得世帯の取扱い
2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 52万円×(被保険者数)	2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 52万円×(被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数 - 1)

(注) 上記の改正は、令和3年度8月療養分以後の高額療養費・高額介護合算療養費について適用。

平成30年度税制改正に伴う国民健康保険制度の見直し②

高額療養費・高額介護合算療養費に係る見直し

- 高額療養費制度においては、被保険者が同一の月に受けた療養に係る一部負担金等を合算した額が、1か月の自己負担限度額を超える場合に、当該超える額を高額療養費として支給することとしている。
(注) 高額介護合算療養費の規定(国保令第29条の4の3第3項)は、上記高額療養費の規定を準用。
- 70歳以降の低所得世帯(※1)における給与所得者は、当人の担税力に変化がない場合でも、高額療養費における判定区分の低所得Iに該当しにくくなる(※2)ことから、その影響を遮断するため、給与所得者の場合は低所得Iに係る各種所得(※3)の算定の際に、給与所得の金額から10万円を控除することとする。(国保令第29条の3関係)

【現行】 高額療養費及び高額介護合算療養費算定基準額(※4)
・世帯主及び世帯の被保険者全員の各種所得を以下のとおり算定。

各種所得 = 収入金額 - 諸控除

【改正後】 高額療養費及び高額介護合算療養費算定基準額(※4)
・世帯主及び世帯の被保険者全員の各種所得を以下のとおり算定。

各種所得 = 収入金額 - 諸控除 - 10万円(収入金額に給与収入が
含まれている場合)

- ※1 世帯主及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税である世帯
- ※2 給与所得者の場合、各種所得が10万円増加することから、軽減措置に該当しにくくなる。なお、雑所得の算定に係る公的年金等控除については、基礎年金の満額にあわせて設定されていることから、個人所得課税の見直し後においても据え置く(控除額を80万円として計算する)こととするため、影響なし。
- ※3 各種所得とは、地方税法の規定による市町村民税に係る総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(各収入金額から諸控除(給与所得控除等)を控除したもの)。
(注) 上記の改正は、令和3年度8月療養分以後の高額療養費・高額介護合算療養費について適用。
- ※4 当該算定基準額の見直しは、低所得世帯以外の世帯の場合、課税所得を用いているため改正は不要。また、70歳前に受けた療養に係る高額療養費・高額介護合算療養費の支給の算定基準額については、市町村民税非課税世帯の場合は、市町村民税非課税であること、それ以外の世帯の場合は、旧ただし書き所得を用いているところ、給与所得者及び年金所得者の旧ただし書き所得は個人所得課税の見直し前後で変化がない(注)ことから、措置は不要。

(注) 給与所得控除及び公的年金等控除は10万円下がるが、基礎控除は10万円上がるため。

平成30年度税制改正に伴う国民健康保険制度の見直し③

70歳以上の一部負担金に係る所得算定基準の見直し

- 70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の自己負担割合は、課税所得で判定している（145万円以上ある場合には3割負担）。
- 70歳から74歳までの者が世帯主であって、当該世帯主と同一の世帯に療養を受ける日の属する年の前年（※）の12月31日現在において、合計所得金額が38万円以下である19歳未満の者（控除対象者）がいる場合には、一部負担金の算定に当たって下記①及び②の額の合計額を当該世帯主の課税所得から控除することとしている。
 - ※ 当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合は前々年の12月31日現在。
- 個人所得課税の見直しに伴い、給与所得者は、当該見直し後において合計所得金額が10万円増加することにより、控除対象者に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、給与所得者の場合は控除対象者に係る合計所得金額の算定の際に、給与所得の金額から10万円を控除することとする。（国保令第27条の2第1項関係）

【現行】
19歳未満の者の合計所得金額が38万円未満の場合、当該世帯主の課税所得から、①、②の合計額を控除して算定。
①16歳未満の被保険者の人数×33万円
②16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円
(注) 上記の改正は、令和3年度8月療養分以後の一部負担金について適用。

【改正後】
19歳未満の者の合計所得金額（給与所得者については給与所得から10万円を控除して算定した合計所得金額）が38万円未満の場合、当該世帯主の課税所得から、①、②の合計額を控除して算定。
①16歳未満の被保険者の人数×33万円
②16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円

基礎控除に係る規定の見直し

- 基礎控除に係る規定について、地方税法第314条の2第2項の改正に伴い、合計所得金額2,400万円超のものについては、控除額が通減・消失する仕組みに見直す。（国保令第29条の3第10項、第29条の4の3第6項、第29条の7第5項関係）

【現行】
基礎控除額 = 33万円（一定額）

【改正後】
基礎控除額 = 改正後の地方税法第314条の2第2項に掲げる場合に依り当該各号に定める金額

(注) 上記の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険料（税）及び令和3年度8月療養分以後の高額療養費・高額介護合算療養費について適用。
(参考) 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）【改正後】
(所得控除)

第三百十四条の二（略）

- 2 市町村は、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。
- 一 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十三万円
 - 二 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合 二十九万円
 - 三 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合 十五万円

【参考】今後のスケジュール（イメージ）

- 2020年分以後の所得税及び2021年度分以後の個人住民税について適用する。
- 国保令等の一部を改正する政令案は、令和3年1月1日施行予定で調整中。

